

都留市長選挙

投票日は11月12日です

幸せを
みんなで築く
よい選挙

十二月七日で任期が満了する市長選挙は、十一月十二日（日曜日）が投票日です。

この選挙は公職選挙法により十一月五日告示となります。

有権者のみなさん、棄権することなく、また投票は他人に左右されることなく、自らの意志で立派な代表者を選びましょう。

○主要事務日程

告示日（立候補届受付）

11月5日（日）

立候補届出締切日

11月5日（日）

投票日

11月12日（日）

○投票のできる人

昭和四十四年十一月十三日以前に生まれた日本国民で、今年の八月四日以前から都留市の住民基本台帳に登録され、引き続き市内に住んでいる人です。

○投票できない人

法律で定められた欠格事項の該当者、今年の八月五日以降転入の届けをした人、投票日までに市外に転出した人は投票できません。

○不在者投票

投票日に仕事や旅行で出かける人、出産や病気で入院予定の人、その他やむを得ない事情で投票日に投票できない人は不在者投票ができます。

不在者投票は十一月五日から投票日の前日の十一月十一日まで、毎日午前八時三十分から午後五時までの間に市役所二階の選挙管理委員会事務室で受け付けます。印鑑と入場券（届いた人）をお持ちください。

このほか、入院先の病院内で不在者投票をすることができ、病院にもありますので、病院長または選挙管理委員会にお尋ねください。

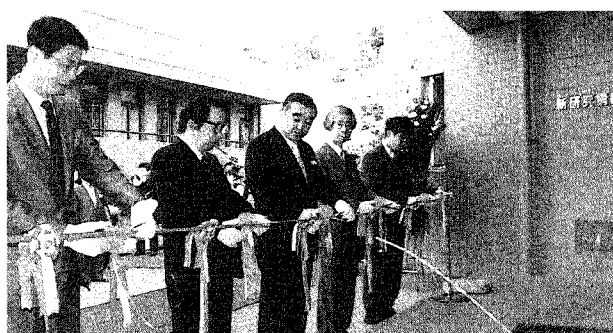
○投票所入場券

投票所入場券は郵便でお届けします。受け取りましたら氏名、投票時間等を確認し、投票日に投票所へ持参してください。

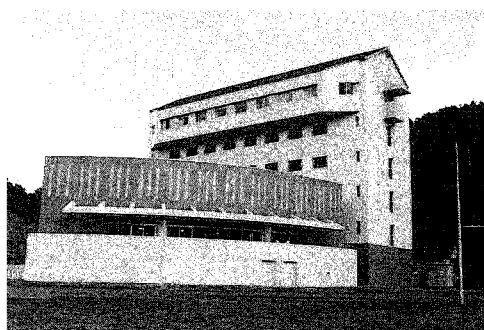
不在者投票 11/5~11



都留文科大学創立30周年を記念して各種行事が挙行されました



新研究講義棟落成式



完成した新研究講義棟



記念講演会 元文部大臣 永井道雄氏



ふるさとの県木を植樹する学生たち